

令和5年度 運営方針（案）

★ 毎月、第3日曜日・前日土曜日は団員・育成会・指導者の休養日とする。
（但し、県協会が案内する大会・行事、七つの活動、市町村の行事、2・3月を除く。）

※大会において試合放棄・虚偽の選手登録等のあったチームや大会参加心得・運営方針に従わないチームの監督は、今後、県連絡協議会が主催する大会へ参加できない。

第3日曜・前日土曜の休養日に他県の大会に参加したり練習を行うことは、県連絡協議会の運営方針において認められません。ただし、下記については例外とします。

	活 動	大 会 ・ 行 事	主 催
1	大 会	全日本大会(48)	(公財)日本ソフトボール協会
2		西日本大会(各県2)	西日本ソフトボール協会 四国ソフトボール協会(共催) 中国ソフトボール協会(共催)
3		全九州大会(各県3)	九州ソフトボール協会
4		九州ブロック交流大会(各県2)	日本体育協会日本スポーツ少年団 九州ブロックスポーツ少年団連絡協議会 大分県体育協会大分県スポーツ少年団
5		上記以外の大会	県ソフトボール協会が案内する大会
6	スポーツ少年団 七つの活動	(ソフトボールを行わない)レクリエーション活動・野外活動 体カテスト・学習活動 文化活動・社会活動・キャンプ	(※親子ソフトボールは、誤解を招き・混乱に繋がるので他の種目にする。) 単位団
7	奉仕作業 交流活動 研修活動	年末クリーン作戦 ブロック別交歓交流大会 指導者母集団研修会 社会体育研究公開 スタートコーチ養成講習会 ジュニアリーダースクール	日本・県・市町村スポーツ協会
8	講習会	資格取得講習会 競技力向上講習会	県体育協会 ソフトボール協会
9	各種イベント	スポーツ教室等	県体育協会・各市町村(行政) ソフトボール協会が案内するもの

平成26年度まで各団の自主的な休みをお願いしてきましたが、変わらず対外試合も減らさず休みを取らない団が多くあったために、平成27年度から強制的に休みを定めて、育成会（保護者）の負担軽減に取り組んでいます。